

B8 Taxation of tobacco products

B82 How are the excise taxes levied (what types of taxes are levied)?

•More complex structure

	Customs Duty	Duty on Tobacco products (National)		Duty on Tobacco products (Local)		Consumption Tax
		Tobacco tax	Special tobacco tax	Prefectural tobacco tax	Municipal tobacco tax	
Domestic products						
Cigarettes	–	¥6,802/thousand pieces	¥820/thousand pieces	¥1,070/thousand pieces	¥6,552/thousand pieces	10%
Cigars	–	“	“	“	“	“
Pipe tobacco	–	“	“	“	“	“
heat-not-burn tobacco products	–	“	“	“	“	“
Imported products						
Cigarettes	Free	¥6,802/thousand pieces	¥820/thousand pieces	¥1,070/thousand pieces	¥6,552/thousand pieces	10%
Cigars	16%	“	“	“	“	“
Pipe tobacco	29.8%	“	“	“	“	“
heat-not-burn tobacco products	3.4%	“	“	“	“	“

Note 1: Duty on tobacco products is based on the number of cigarettes. One gram of cigars or pipe tobacco is regarded as one piece of cigarette. The “weight” element and “price” element of the heat-not-burn tobacco products are converted at an equal ratio into numbers of cigarettes.

2: The tax rate is based on provisions of relevant domestic laws as of March 31, 2022.

たばこ税及びたばこ特別税の税率の根拠法令

○ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）

（課税標準）

第十条 たばこ税の課税標準は、製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数とする。

- 2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が一グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

区分	重量
一 喫煙用の製造たばこ	
（1） 葉巻たばこ	一グラム
（2） パイプたばこ	一グラム
（3） 刻みたばこ	二グラム
二 かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かぎ用の製造たばこ	二グラム

- 3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計本数によるものとする。

一 加熱式たばこの重量（フィルターその他の財務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

二 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ・ロ 省略

- 4 省略

（税率）

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき六千八百二十円とする。

- 2 省略

○ 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第一百三十七号）

（税率）

第八条 たばこ特別税の税率は、千本につき八百二十円とする。

- 2 省略

消費税の税率の根拠法令

○ 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

（税率）

第二十九条 消費税の税率は、百分の七・八とする。

道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の根拠法令

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

・道府県たばこ税

（たばこ税の税率）

第七十四条の五 たばこ税の税率は、千本につき千七十円とする。

・市町村たばこ税

（たばこ税の税率）

第四百六十八条 たばこ税の税率は、千本につき六千五百五十二円とする。

地方消費税の税率の根拠法令

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（地方消費税の税率）

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、七十八分の二十二とする。

※国税である消費税の税率は7.8%であり、地方消費税の税率は消費税額の $22/78$ であるので、消費税率で換算すると、地方消費税分は2.2%となる。